

この事前相談は現地調査を行う際に、相談内容と現地状況の差異を確認する資料としますので、ご了承ください。

- 1 位置図 : 相談場所明示
- 2 公図の写し : 開発区域、開発隣接地の筆ごとに土地所有者名、地目、土地所有年月日、
抵当権者名、他関係権利者の氏名を記入
- 3 全部事項証明 : 開発区域内の土地の登記簿（コピー可）
- 4 現況図 : 現在の土地の状況が判るもの（宅地内及び隣地との高低差、既存建築物の有
無、接続先道路（幅員、建築基準法の種別、路線名）等）
- 5 土地利用計画図 : 土地利用プランの判るもの
（土留め構造物は既存と新設の表記を分けること。）
- 6 造成計画平面図 : 現況地盤面を表示のうえ、切土部分を黄色、盛土部分を赤色で着色し、
断面図 造成面積を明記してください。造成が発生しない場合は他の資料内（土地
利用計画図等）にその旨を明記してください。
- 7 現況写真 : カラーコピー可
- 8 その他 : 特に必要と認めるもの（建築確認概要書・建築確認記載事項証明書・固定
資産税証明（評価証明）等）

＜注意事項＞

- 隣地事業との連たん性を確認するため、開発区域の隣接地の全部事項証明の添付が必要な場合があります。
- 公図、登記簿は直近三ヶ月以内のものを添付してください。（ネット謄本可）
- 地形データは隣接地を含め、なるべく詳細に記載してください。
- 事業計画によっては、土地利用相談における意向確認書の提出が必要になる場合があります。
- 相談地内又は近接地に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定されている場合は、特定
開発許可に関する事前相談を別途提出する必要がありますので、担当者にその旨お伝えください。
- ご提出いただいた資料は、相談の取下げを行う場合を除き、返却いたしません。必要のある方
は事前に複写の上で提出してください。
- 相談結果については、相談者にのみ（事業主は不可）口頭で回答いたします。また、原則とし
て相談経過を第三者に引き継ぐことはできません。
- 2024 年 7 月 31 日から、盛土規制法に基づく新制度に移行しました。
- 事前相談については、2 週間程度かかる場合があります。予めご了承ください。
- 相談内容に変更が生じた場合は、改めて確認が必要になりますので連絡してください。

※上記資料や情報に不足や誤りがある相談については、受付時に追加の記載を求める場合や、相談カードの受付や正確な判断ができなくなる場合がございます。

〒194-8520 町田市森野 2-2-2 2

町田市役所 8 階

TEL 代表 042-722-3111

都市づくり部 建築開発審査課 開発審査係 TEL 直通 042-724-4395

土地利用調整課 土地調整係 TEL 直通 042-724-4256

※ 現場業務、出張等で担当者不在の場合がありますので、ご相談の際は事前に電話で連絡いただき、確認のうえお越しください。